

(ご参考：10/27) 経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、[こちら](#)までメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、

[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月1回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

日ワシントン州経済関連ニュース

(1) ワシントン州のオーバーツーリズム

パンデミック終息後の旅行需要の回復に伴い、オーバーツーリズムに対処するため、観光客への課金を実施する都市が出ているが、ワシントン州北部のサンファン郡においても、島内における人口増加への対応やインフラ整備の資金源とすべく、料金徴収を検討している。島内で使用される自転車、ボート及び自動車に対し、1台当たり10～15ドルを徴収するもので、所有者が住民であるか観光客であるかは問わない。サンファン諸島の1985年における年間来島者数は約1万7000人であったが、2018年以降には、平均で年間約65万人となった。観光客は、特に6月から9月の夏季に急増するが、島内では十分な労働者を確保できないほか、住居の確保や地元経済の負担等が問題となっている。

[\(10/24付シアトルタイムズ記事\)](#)

(2) ソーシャルメディアの悪影響を巡り、ワシントン州がメタ社を提訴

ワシントン州は、ソーシャルメディアが子どもたちの精神衛生に悪影響を及ぼすとして、フェイスブックとインスタグラムの親会社であるメタ社を相手取り、提訴した。米国のその他の32州との共同訴訟で、10月24日にカリフォルニア州の連邦裁判所に訴状を提出した。ボブ・ファーガソン州司法長官は、「いいね!」ボタン、プッシュ通知、際限なくスクロールできるといった中毒性のある機能が、若いユーザーの時間と興味を独占するように設計されているとの声明を発表した。提訴した各州は、メタ社がこれらの機能を有害であると認識しつつ継続していると主張している。 [\(10/24付シアトルタイムズ記事\)](#)

(3) スポケーン市の航空宇宙プロジェクトが連邦政府の技術ハブの候補地に選出

10月23日、米国内の技術ハブ促進に向けて連邦政府が資金提供する31の候補地が発表され、ワシントン州スポケーン市の航空宇宙産業製造プロジェクトが選出された。バイデン政権が、技術革新の推進及び国内製造業の強化のために連邦資金を提供するもので、

これにより、同プロジェクトは最大で 10 カ所に提供される 4000 万ドル～7000 万ドルの資金を得るための最終選考に応募する資格を得た。同地では、スポケーン空港近くにおいて、今後の民間航空機の開発に不可欠な、より軽量で燃費の良い高度複合材の製造と部品の開発を計画しており、今般発表された 31 の候補地において航空宇宙分野に特化した唯一の拠点である。

[\(10/24 付シアトルタイムズ記事\)](#) [\(ワシントン州商務局\)](#)

(4) ワシントン州が津波の避難マップを新たに発表

ワシントン州天然資源局は、津波の影響を受ける可能性が高い太平洋沿岸地域を中心とした新たな津波の避難マップを発表した。地震発生後に予想される津波の到達時間や、安全な場所までの地図や避難にかかる時間が掲載されている。[\(10/22 付シアトルタイムズ記事\)](#) [\(ワシントン州天然資源局\)](#)

その他、ジェトロビジネス短信記事より

2023 年 10 月 27 日 [米上院議員団、新 GHG 排出規制案の撤回求める法案提出](#)

2023 年 10 月 26 日 [米南東部の自動車製造業協会がサザン・オートモーティブ・カンファレンスを開催](#)

2023 年 10 月 25 日 [米メーン州の森林バイオ製品開発テックハブ、バイデン政権の 31 のテックハブの 1 つに選定](#)

2023 年 10 月 25 日 [ワールド・デーリー・サミットが米国シカゴで 30 年ぶりに開催](#)

2023 年 10 月 24 日 [バイデン米政権、CHIPS プラス法予算で 31 カ所のテックハブを指定](#)

2023 年 10 月 23 日 [西鉄、米テキサス州で賃貸アパート開発参画へ](#)

総領事館からのお知らせ

(1) 伊従誠 (いよりまこと) 総領事着任

10 月 24 日に伊従誠総領事が着任しました。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(2) 安全対策ウェビナー ワシントン州の治安情勢「銃器犯罪」(再掲)

シアトル総領事館の領事による、安全対策ウェビナーが開催されます。シアトル・ベルビュー地域における銃器犯罪の発生状況と対策を中心に、ワシントン州の治安情勢についてお話し、質疑応答の時間もありますので、是非ご参加ください。

【主催】シアトル日本商工会

【日時】10月27日(金)午後6時～午後7時(太平洋標準時)

【講義内容】

前任地(中東)での経験

全米における犯罪発生率ランキング

ワシントン州の治安情勢

銃器犯罪の発生状況と遭遇時の対策

質疑応答

(3) ワシントン州日米協会 SBEA 対面式個別相談ワークショップ

ワシントン州内の小規模企業・個人事業の経営者を対象とした日本語での支援プログラムである SBEA が、対面式の個別相談ワークショップを開催します。詳細は [SBEA のウェブサイト](#) をご覧ください。

日時：11月17日(金)午前10時～午後3時

12月15日(金)午前10時～午後3時

場所：Nisei Veteran's Committee Memorial Hall

South King Street 1212, Seattle, WA 98144

参加費：無料

登録：[ワシントン州日米協会 SBEA ウェブサイト](#)

(4) ジェトロ「ALPS 処理水の処分に伴う輸出等の対策に関する特別相談窓口」の開設(再掲)

ジェットロでは、ALPS 処理水の海洋放出を踏まえ、農林水産物・食品等の輸出に当たって現地通関や物流等に影響が生じた事業者、新たな海外販路の開拓を目指す事業者等の相談に対応するため窓口を設置しています。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

編集後記： This morning there was frost on the car windows. On the way into the building, my coworkers emphatically declared, "SAMUI!". 70- and 80-degree days do not seem to have been too long ago and we may have skipped the fall season all together. The El Nino winter is supposed to be warmer and dryer in the Pacific Northwest. We shall see. No matter what, I hope you can enjoy the fruits and customs of the colder, darker days to come. A nabe hotpot meal with friends and family, sitting by a warm fire, watching a hockey game, and just being able to relax in a warm place are all activities that I look forward to keep my spirits up through the "Big Dark" - as we call it here.

(注意点) 本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3か月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届出でメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。 https://www.seattle.us.embjapan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:配信停止)

当館が把握しているワシントン州日系企業に本ニュースレターをお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101